

明日をつむぐ



社会福祉法人
みなと福祉会報 Vol.73

2018年
秋号

みなと福祉会
夢のプロジェクト
「野菜作り」が始まる!
(詳細記事はP6)



特集

私の趣味・特技

詳細記事はP4～5

みなさんのいち押しなのたのしみは何ですか

発行：社会福祉法人 みなと福祉会

〒455-0803 愛知県名古屋市港区入場1丁目114番地1
TEL. 052-355-8000 FAX. 052-355-8008 <http://www.minato-fukushikai.jp>

今年もおまつりは 大にぎわい

どこのおまつりでも、仲間たちのすてきな笑顔と地域の方たちとたのしく交流する姿がたくさん見られました。

ご来場いただいたみなさん、ありがとうございました。

しおかぜまつり & しおかぜ 20 周年記念!

オープニングは正保小学校器楽部による演奏でまつりが盛り上がり、配食グループで作ったしおかぜ弁当や栗ごはんは完売、刺繍タオルは好評いただきました。

今年、しおかぜ作業所は 20 周年を迎えました。そのお祝いとして仲間や家族の皆さんが菓子まきを行いました。

しおかぜ作業所 9月16日(日)



イルカ作業所 9月16日(日)



模擬店も盛況で「完売!」

晴天にも恵まれ、地域の方や家族の皆さんの話し声と笑い声に包まれながら、まつりが始まりました。ステージでは、練習のかいもあって仲間のダンスの「みんながみんな英雄」を披露できました。模擬店も盛況で『完売!』のアナウンスも入りなんだか嬉しくなりました。あらためて 祭りをとおして「人との交わり」の大切さを感じました。無事に終えて来年もパワーアップしたお祭りを盛り上げていきたいです。

うろじの家祭り大成功! ~仲間も職員も笑顔あふれる素敵な祭り~

今年もうろじの家の季節がやってきました!

今回は初の単独で祭りを開催ということで仲間も職員もみんな気が入っていました。自主製品の販売やクラウンパフォーマンス、最後はみんなでDA PUNPの「U.S.A.」を踊り、仲間の笑顔がたくさん見ることができた素敵な祭りになりました。

うろじの家 9月23日(日)



港区ふれあい広場 10月27日(土)



秋晴れの下、一日楽しく区民の 皆さんとの交流を深めました

港区役所講堂にて開会式が行われ、各団体の出し物が行われました。イルカ作業所、しおかぜ作業所、うろじの家が各々、練習を重ねてきた歌とダンスを披露しました。仲間も職員もとても楽しそうな様子でした。港北公園では、各事業所が販売ブースで自主製品等を販売しました。仲間も出し物や昼食の合間に模擬店を回るなど、慌ただしくも楽しい一日を過ごしました。

障害者雇用水増し問題を考える

地球から何万キロも離れた小惑星「リュウグウ」に観測探査機が飛び出す時代、そこまでは緻密なデータに裏打ちされた研究があつて、事実と違ったデータを平気で使つていたらどうでもよいことになる。

ところがこの国では、いったい何故どうもデータのねつ造や決裁文書の改ざんといった呆れた問題が続発するのか、民主主義の根幹にかかわることだと思ふ。

この夏以降、国や地方自治体で障害者雇用の水増しが相次いで発覚した。一つの省庁にとどまらず国の8割の機関で水増し雇用者数の算入があつたという。もはやたんなる間違いや理解不足といった、悪しき「お役所仕事の慣行」と言つればよいではない。

この問題をもう少し見ていくと国の33機関のうちの28機関で水増し雇用が行われ、国税庁の1022.5人を筆頭に3460人が水増しされ、実に障害者雇用の半数に及ぶと言つ。

数字は事実を如実に物語る。障害者の平均雇用率は2.49%から1.19%に激減した。「嘘にもほどがある」という怒りをとおこして、呆れてモノも言えないが、モノを言わなければますますこんな「偽装」が続くのだから。

2014年に日本政府が締結した「障害者権利条約」では「障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有する(第27条1項)」とある。つまり国や行政機関はこの障害者の働く権利を保障し環境整備に努める責任があるといつこと。

責任を放置し、ましてや水増しで事実を捻じ曲げるのは著しい障害者の権利侵害と言へる。

ちなみに、企業は2.2%、国・地方自治体は2.5%以上などの法定雇用率の義務が課せられているが、企業には罰則規定があるものの、国・地方自治体には罰則規定がないのが実状である。

障害者の働く権利を守り、その環境改善を指導するはずの国の省庁による「偽装」は、行政とは何なのか、いったい社会保障とは何なのかという根幹問題につきあたると。嘘がまかりとおる。しかるべきトップが責任を取らない。取らないばかりか事実を解明し、問題を究明することなくうやむやにさせるのが通例化している。

これがモリカケ問題などでの決裁文書の「改ざん」をはじめとする国の姿勢だとするならば、深刻な国の無責任さ、発展した民主主義国家とその行政機関の著しい退行なのではないかと…。

私は長く地方自治体の職員としてその末端の現場で働いてきた。あるとき福祉の仕事への申し入れに来た市民の方から「あなたはどちらを向いて仕事をしているのか?」と語問されたことがある。市民のための公務なのか、行政の官僚仕事なのかといつことだった。

今回の「水増し問題」の実態が、本人の申し出だけで確認もなく、病気休職の診断書のみ、退職者の計上、従来からの前例踏襲などを理由とされている。

その背景には障害者雇用は「足手まとい」「生産性が悪くなる」といった、とつてい内容認されない意識もあるといつから根も深い。

安倍政権になって国、地方を問わず公務員の定数削減が行われ、行政機関の職場の厳しさが増しているのは事実としても、「障害者の権利条約」を理解し、障害者の働

く権利と場所を保障する、そういう努力をすれば、障害者の雇用は増えることはあつても減ることは無い。それが国であれ地方であれ公務員の仕事に対する矜持といつものだと思ふ。

ところで10月23日の新聞でこの問題を検証してきた委員会が「過失はあるが故意性はない」と結論付けたと報道されている。

各省庁が横並びで「水増し」している事実、これらを「故意性はない」とどうして言えるのだろうか。文字通り障害者雇用率という数字合わせが仕事となつていて結果である。問題が発覚するたびに思ふのは何を忖度しているのか「うやむや」にして問題を究明しないことに腹立たしい。

障害者の働く権利、働く場所、働く環境を改善するといつ仕事に行政が正面から向き合つことを通して多様な人々が安心して暮らせるのが民主主義の社会。

ごまかしや嘘がまかりとおる、長続きするはずがない。徹底究明が必要だと思ふ。

(みなと福祉会理事 久保田進)

第42次 きょうされん国会請願書名 ご協力をよろしくおねがいします。

今年も、「障害福祉の法制度拡充をもとめる請願」にとりくみます。

障害者権利条約を地域のすみずみにひろげ、障害のない人たちの平等を基礎とした法制度をめざす署名に、ぜひご協力をおねがいします。

あたりまえに働き
えらべるくらしを